

## ～ 暗号資産等取引を行う方へ ～

# 暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引を行う際は、 居住地国等を記載した届出書の提出が必要です！

令和6年度税制改正（令和8年1月1日施行）により、令和8年1月1日以後、新たに国内に所在する暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第2条第16項に規定する暗号資産交換業者、同条第12項に規定する電子決済手段等取引業者、金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者）との間で暗号資産等取引を行う方（自然人、法人、組合等）又は令和7年12月31日において、暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引をしている方は、**暗号資産交換業者等へ居住地国等を記載した届出書の提出が必要となります（※1）。**

なお、暗号資産等取引を行う際には、暗号資産交換業者等により、届出書の記載事項が届出書を提出する際に提出又は提示をした他の書類（※2）の内容と合致していることの確認が行われます。

また、暗号資産等取引を行う方の居住地国が特定の外国である場合、暗号資産交換業者等により、令和9年以後、毎年4月30日までに、その暗号資産等取引を行う方の暗号資産等取引情報が所轄税務署長に報告されます。さらに、その暗号資産等取引情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、その外国の税務当局に提供されることとなります（※3）。

### 【届出書の提出を要する場合の概要】

令和8年1月1日以後、新たに国内の暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引を行う場合（注）
新規に暗号資産等取引を行う場合、暗号資産交換業者等へ氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号など（※4）を記載した届出書（以下「新規届出書」といいます。）の提出が必要となります。
令和7年12月31日において国内の暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引をしている場合（注）
令和7年12月31日において暗号資産等取引をしている方も、暗号資産交換業者等へ新規届出書の提出が必要となります。

（注）新規届出書の提出後、居住地国等について異動を生じた場合には、届出書（以下「異動届出書」といいます。）の提出が必要となります。

### 【届出書の種類】

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	令和8年1月1日以後新たに国内の暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引を行う方	令和7年12月31日において国内の暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引をしている方
提出時期	新たに暗号資産等取引を行う際	令和8年12月31日まで
記載事項	・氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店 若しくは主たる事務所の所在地 ・居住地国名及び居住地国が外国である場合のその居住地国の納税者番号（※4） ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細 等	・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国等 ・左記の新規届出書の記載事項

※1 上場法人、国・地方公共団体その他の一定の法人以外の法人（以下「特定法人」といいます。）については、その法人の実質的支配者の居住地国等も届出書に記載する必要があります。詳しくは、リーフレット「～暗号資産等取引を行う法人の方へ～ 法人の方が暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引を行う際は、「特定法人」に該当するかどうかの確認が必要です！」をご覧ください。

※2 例えば、犯罪による収益の移転防止に関する法令の規定により暗号資産等取引の際に提示又は提出する本人確認書類（運転免許証や個人番号カード等）があります。

※3 日本から特定の外国に対して情報提供を行うとともに、その外国からも日本に対し、その外国の暗号資産交換業者等が保有する日本の居住者の暗号資産等取引情報が提供されることとなります。そのため、日本の居住者が特定の外国に所在する暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引を行う場合には、その外国の法令に従って、居住地国等を記載した届出書が求められることがあります。

※4 居住地国が日本である方も、居住地国名として「日本」と記載が必要となります。ただし、その場合、マイナンバー（個人番号）の記載は必要ありません。



## 居住地国の判定

### 1 外国が居住地国となる場合

(1) 暗号資産等取引を行う方が、外国の法令において、次のいずれかの基準により、日本の所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等（法人又は組合契約によって成立する組合、組合に準ずる事業体及び信託をいいます。1(2)及び2において同じです。）に該当する場合には、その「外国」は居住地国に該当します（※5）。（注）

イ 外国に住所を有すること又は一定の期間を超えて居所を有すること（これらに類する場所を有する場合があります。）

ロ 外国に本店若しくは主たる事務所を有し、又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有すること（これらに類する場所を有する場合があります。）

ハ 外国の国籍を有することその他これに類する基準

※5 外国の法令により、その外国の税制上の居住者に該当するかを問うものであり、日本の所得税法上の非居住者又は外国法人に該当するかを問うものではありません。なお、OECD ポータルサイトにおいて、各国の税制上の居住者の制度に関する情報が掲載されています。

(2) 暗号資産等取引を行う方が、外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が存在する法人等（(1)の法人等、内国法人及び信託を除きます。）に該当する場合には、その「外国」は居住地国に該当します。（注）

### 2 日本が居住地国となる場合

暗号資産等取引を行う方が、日本の所得税法上の居住者又は法人等（1(1)(2)の法人等及び信託を除きます。）に該当する場合には、「日本」は居住地国に該当します。（注）

（注） 「日本」と「外国」の双方が税務上の居住地国に該当する方は、租税条約上の「双方居住者振分けルール」の適用の有無にかかわらず、本制度上、「日本」及び「外国」のいずれも居住地国に該当します。

## 納税者番号（TIN：Tax Identification Number）

### 1 納税者番号とは？

税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。

### 2 届出書の記載事項

暗号資産等取引を行う方の居住地国が外国である場合には、届出書にその外国の納税者番号を記載する必要があります。一方、居住地国が「日本」である場合、マイナンバー（個人番号）の記載は必要ありません。

### 3 外国の納税者番号の確認方法（外国の納税者番号が不明な場合）

OECD ポータルサイトの各国・地域の納税者番号制度に関する情報及び国税庁ホームページ「CARF コーナー」の「各国・地域の納税者番号制度に関する情報」により、各国・地域の納税者番号制度を確認することができます。これらにより納税者番号が判明しない場合は、居住地国の税務当局等へ直接照会していただくことが考えられます。

## CARF に関する最新情報

### 1 国税庁ホームページ「CARF コーナー」

⇒ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/carf/index.htm>

国税庁 CARF コーナー

検索

### 2 OECD ポータルサイト ※ 上記「CARF コーナー」にもリンクがあります。

(1) 各国・地域の税制上の居住者の制度に関する情報

⇒ <https://www.oecd.org/en/networks/global-forum-tax-transparency/resources/aeoi-implementation-portal/tax-residency.html>

(2) 各国・地域の納税者番号制度に関する情報

⇒ <https://www.oecd.org/en/networks/global-forum-tax-transparency/resources/aeoi-implementation-portal/tax-identification-numbers.html>

